

小・中学校における養護教諭のアレルギー疾患児への支援について

小川 大介

I 問題

近年、アトピー性皮膚炎、喘息、花粉症などのアレルギー疾患をもつ児童生徒の増加とともに教員のアレルギー疾患児に対する理解と対応の必要性がますます高くなってきている。文部科学省（2007）は「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」を公表し、小・中・高校生のアレルギー疾患の実態を初めて明らかにした。これによると、アレルギー疾患に関する実態把握はおおよそ行われているが、その具体的な配慮や対応が明確にはなされていない。そこで文部科学省は、アレルギー疾患を管理する指導表を通じた対応システムの構築やマニュアル作成などの対策を平成 19 年度中にも進める方針を明らかにし、平成 20 年 3 月に日本学校保健会が、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修のもとで、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下、ガイドライン）を示した。このガイドラインの中には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下、管理指導表）が新たに示されており、この管理指導表を用いて、アレルギー疾患児の実態把握や、保護者・医療機関との連携、教職員間での共通理解に役立てることが出来るとしている。また、アレルギー疾患児への支援に関する様々な先行研究を見ていくと、学校現場においてアレルギー疾患児や保護者からの窓口となる存在として担任教師がおり、担任教師が指導や助言を求める存在、学校におけるアレルギー疾患情報発信者として養護教諭がいる。そして、この管理指導表についての対応を校内で中心となって進めるのが養護教諭であることから、養護教諭がアレルギー疾患児に対して行っている実態把握や直接的な支援、担任教師や学校全体に対して働きかけている間接的な支援等の実態及び、支援を行っていくための体制等がどのように構築されているのかを明らか

にし、アレルギー疾患児への支援体制や協働の在り方について検討することが必要であると考えた（図 1）。

II 目的

養護教諭のアレルギー疾患児への支援の実態とその支援を進めるうえで解決すべき課題について明らかにし、小・中学校に在籍するアレルギー疾患児への学校での支援の在り方について検討する。

III 方法

予備調査 I では、近隣の小・中学校養護教諭及び現職養護教諭の本学大学院生 3 名を対象に、アレルギー疾患児に対してどのような認識を持ち、支援しているかを尋ね、支援の実態・課題を把握するための暫定項目を作成した。

予備調査 II では、近隣の小・中学校養護教諭 4 名を対象に、予備調査 I の結果を基に作成したアレルギー疾患児に対する養護教諭の支援の実態、支援を進めるうえでの課題に関する暫定質問項目に回答してもらい、その内容的妥当性を検討し、修正の上、本調査で使用する質問項目を確定した。

本調査では、予備調査 II で確定した質問項目を用い、新潟県内の小・中学校に勤務する養護教諭を対象にそれぞれ 100 名ずつを無作為に抽出し、

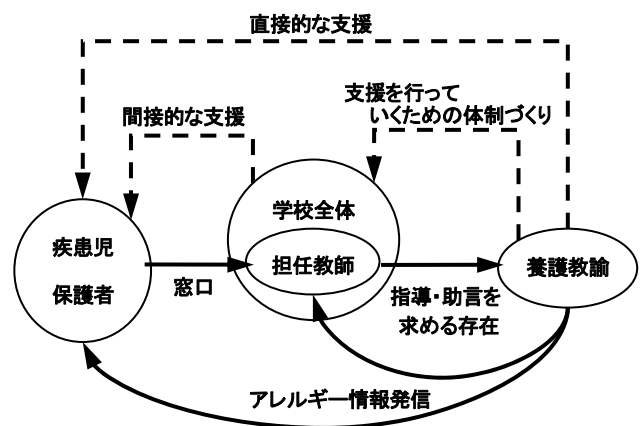


図 1 養護教諭の行う支援

郵送による質問紙調査を実施した。そのうち、小学校 65 名、中学校 62 名から回答を得た。

IV 結果及び考察

1. 養護教諭のアレルギー疾患児への支援の実態

1) アレルギー疾患児の実態把握

小・中学校ともに年度始めに行う保健調査票によるものが多かった。また、保護者からの申し出や健康診断、小・中学校入学前の情報交換会による実態の把握も行われていること、インターネットや養護教諭の研修会などから積極的に実態把握を行うための方法を学ぶ姿勢がうかがえた。このような結果から、養護教諭は多面的な方法で実態を把握しているということが示唆された。

2) 主治医との連携

小・中学校ともに保護者を介して連携を行っているという回答が多かった。この背景には、アレルギー疾患児に対するプライバシーへの配慮や医療機関側の守秘義務等の問題があると考えられる。猪狩・高橋（2002）は、保護者が学校と医療とのパイプ役になっている現状に対して、学校は医療機関と直接情報交換や相談をしたいと思っているとしている。このことから、主治医などの専門の医療機関に対して、学校側も直接、疾患児への対応や相談を持ち掛けたいと考えているが、容易に行うことのできない現実があることが示唆された。

3) 校内での話し合いの場、機会、システム

小・中学校ともに「児童を語る会」や「生徒を語る会」という児童生徒のを中心に話をする情報交換会で、アレルギー疾患児についての話し合い、説明がなされていることがわかった。また、小学校においては、職員会議など職員全体で協議の場がもたれるが、中学校では、職員全体ではなく当該生徒に関わる職員のみで確認を行い、その結果を全体に周知することがわかった。また、「対応の手順を文章にして整理し、誰が見てもすぐにわかるようなマニュアルを作成する必要がある」という回答にもあるように、対応を行うためのマニュアル作成の必要性が示唆された。

4) 養護教諭のアレルギー疾患児への直接的な支援

アレルギー疾患児個人に対して実態に応じ適

切に対応されていることが明らかになった。例えば、アトピー性皮膚炎に関する小学校養護教諭の直接的な支援では、症状を和らげたり、抑えるために冷却や軟膏を塗布したり、プールや体育後の皮膚を清潔するための補助をしたりと、症状の悪化につながるアレルゲンの除去や改善を行っていることがわかった。

5) 担任教師を通して行う間接的な支援

担任教師に対する支援については、疾患理解や学校での注意点、症状への対処法についての共通理解、情報提供を行うという回答が多かった。アトピー性皮膚炎に関する小学校での例では、症状を悪化させたりしないための配慮や皮膚の清潔を保つための指導についての支援を行っていた。養護教諭から、アレルギー疾患児への支援の方法などの助言を受けて、担任は疾患児の抱える困難や辛さについて理解を深め、適切な対応を行うことができるのではないかと考えられる。

6) 学校全体で取り組んでいる内容

養護教諭は、多様なアレルギー疾患について様々な方法で情報を収集し、アレルギー疾患児に対して種々の対応を行っているが、共通理解すべき疾患の情報や配慮事項を一覧表にし、全職員に配布するなど情報の伝達について、確実にしていることが明らかになった。

今後は、文部科学省（2007）が述べている「学校で実施される各取組が、医学的根拠に基づく方法で実施され、また、安全・確実で効率的」な取り組みを行うために、実態把握の段階から、医療機関との連携を図り、保健調査票や保護者の申し出、健康診断の結果などをまとめ、その結果を誰が見てもすぐに分かるようなマニュアルとして作成することが重要になる。

2. アレルギー疾患児の支援を進めるうえで解決すべき課題（表 1、表 2）

小・中学校ともにアレルギーの種類や程度をどのように見極めて対応すればよいかという回答が多かった。これは、医療機関との連携を行いながら、アレルギー疾患への詳細な情報や対応の仕方、薬品の管理・使用等についての的確な情報を得るこ

表1 支援を進めるにあたり解決すべき課題（小学校）

項目	回答数
アレルギーの種類や程度をどのように見極めて対応するのかということ	4
エピペン注射の保管と使用について	4
学校の給食施設の整備と職員の増員が行われれば、アレルギー除去食での対応がしやすくなる	3
学校での医療行為には限界があるため、看護師等が配置されれば現場の負担が軽減される	3
アレルギー歴が分かるように、しっかりと引継ぎを行うこと	3
環境や食事、生活面での学校での対応を行うこと	3
アレルギーに対する保護者の理解を得ること	3
アレルギーへの偏見をなくしたり、より確実な対応ができるように研修会があればいい	2
保護者・医療機関・学校との連携を強化すること	2
その他	9

複数回答（N=20）

とや管理指導表の簡便さの必要性和関連がある。文部科学省（2007）が示す「医療機関との連携を一層強化し、医学的な根拠に基づく取組」を各学校で行うために重要な事項であると考えられる。

V まとめと今後の課題

本研究において、アレルギー疾患児の支援の実態については、文部科学省（2007）が出した報告書と同様に、実態把握や各疾患についての対応が様々な方法で具体的に多数行われていることがわかった。また、アレルギー疾患児への困難を共有するような思いや養護教諭が積極的に対応しようとする姿勢について明らかになった。解決すべき課題については、小・中学校ともにアレルギーの種類や程度をどのように見極めて対応するのかという回答が多かったが、これは文部科学省（2007）が示すような「医療機関との連携を一層強化し、医学的な根拠に基づく取組」を各学校で行うができるようになれば、自ずと解決することができるのではないだろうか。そのためには、まず、ガイドラインについての周囲への理解を更に徹底し、医療機関と教育委員会がより一層の協議を行ったうえで、管理指導表の運営について、明確な指示をしていくことが重要になると考えられる。

また、本研究の視点として、アレルギー疾患児の支援を進めるうえでの課題を解決するための一つの方法として、ガイドラインと管理指導表の活

表2 支援を進めるにあたり解決すべき課題（中学校）

項目	回答数
アレルギーの程度を明確に示し、どこまでを対象としていくのかをはっきりとする必要がある	7
保護者・医療機関との連携を十分に行うようにすることが必要である	5
実態把握を個々の実態に合わせて行う必要がある	5
中学生なので、自分の健康は自己管理によって管理することができるように指導する必要がある	4
学校で行うことや行えることを明確にし、教師の負担・責任を軽減することが必要である	4
ガイドラインの活用の仕方と方法をもっと明確にする必要がある	4
学校での医療行為や、緊急時の対応について	4
アレルギー疾患児に限らず、全ての生徒に対して学校生活を円滑に送れるように支援することが必要である	2
環境面で、花粉やダニ、古い絨毯敷きの教室などでのアレルギーの除去には限界があり、配慮しきれない現実がある	2
その他	14

複数回答（N=25）

用と対応についての回答を求めたが、現段階では、まだ教育委員会や医師会との協議の最中であるとの回答が多く、明確な運用方針が定まっていないという結果であった。この管理指導表については、日本学校保健会も学校でのアレルギー疾患への対応を行うための一つの方法であると述べているように、各学校が使用することに意義があり、早急に対応策が出されることが望まれる。今後は、各学校で行われている取り組みを見直し、管理指導表の活用の検討が望まれる。また、学校、医療、家庭のそれぞれがコミュニケーションを図りながら連携をし、子どもたちの生活の質を向上させ、学校生活をよりよく過ごすことのできる環境を作り上げていくことが重要だといえる。

文献

猪狩恵美子・高橋智（2002）通常学級在籍の病気療養児の実態と特別な教育的ニーズ—東京都内公立小・中・高校の養護教諭調査より—，東京学芸大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要，26，41-72.

文部科学省（2007）アレルギー疾患に関する調査研究報告書.

日本学校保健会（2008）学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン．財団法人日本学校保健会.